

○浦添市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例施行規則

令和元年12月19日

規則第24号

(趣旨)

第1条 この規則は、浦添市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例（令和元年条例第28号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(課税免除又は不均一課税の申請)

第2条 条例第4条の規定により固定資産税の課税免除又は不均一課税を申請する者は、固定資産税課税免除・不均一課税申請書（様式第1号）を、その課税免除又は不均一課税を受けようとする年度の初日の属する年の1月31日までに市長に提出しなければならない。

(課税免除又は不均一課税に係る通知)

第3条 市長は、前条に基づく申請に対する課税免除又は不均一課税の適否を決定したときは、固定資産税課税免除申請に対する決定通知書（様式第2号）又は固定資産税不均一課税申請に対する決定通知書（様式第3号）により、申請者に対し通知しなければならない。

(課税免除又は不均一課税の取消しの通知)

第4条 市長は、条例第6条の規定により課税免除又は不均一課税を取り消す決定をしたときは、固定資産税課税免除・不均一課税取消通知書（様式第4号）により、課税免除又は不均一課税を取り消される者に対し通知しなければならない。

附 則

この規則は、令和2年1月1日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

固定資産税課税免除・不均一課税申請書										(第 年度)			
浦添市長 殿													
申請者 住所(所在地) 氏名(名称) 印													
浦添市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例第4条の規定により、 年度分の固定資産税について、次のとおり申請します。													
事業の種類													
設備を設置した場所		浦添市											
事業の用に供した日		年 月											
特定業務施設整備計画の認定日		年 月 日				対象事業		☐ 移転型 ☐ 拡充型					
土地	所在及び地番		地 目		地積(㎡)		取得年月日						
							年 月 日						
							年 月 日						
							年 月 日						
							年 月 日						
家屋	家 屋 番 号		種類・構造		床面積(㎡)		取得年月日		取得価格(円)				
							年 月 日						
							年 月 日						
							年 月 日						
							年 月 日						
償却資産	機械・構築物	資産の名称		種 類		数量		耐用年数		取得年月日		取得価格(円)	
										年 月 日			
										年 月 日			
	その他									年 月 日			
										年 月 日			
										年 月 日			
										年 月 日			

※物件が多数ある場合は、別途明細書を添付して下さい。

様式第2号（第3条関係）

年 月 日

様

浦添市長 印

固定資産税課税免除申請に対する決定通知書
(第 年度)

浦添市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例第4条の規定により、 年 月 日付けで申請のあった 年度分の固定資産税の課税免除について、下記のとおり免除（する・しない）ことを決定したので通知します。

記

区分	土地	家屋	償却資産	合計
対象課税標準額	円	円	円	円
課税免除税相当額	円	円	円	円
課税免除しない場合の理由				

〈教示〉

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対し審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浦添市を被告（代表者は市長になります。）として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

①審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。

②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第3号（第3条関係）

年 月 日

様

浦添市長 印

固定資産税不均一課税申請に対する決定通知書
(第 年度)

浦添市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例第4条の規定により、 年 月 日付けで申請のあった 年度分の固定資産税の不均一課税について、下記のとおり不均一課税（する・しない）ことを決定したので通知します。

記

区分	土地	家屋	償却資産	合計
対象課税標準額	円	円	円	円
不均一課税税相当額	円	円	円	円
不均一課税しない場合の理由				

〈教示〉

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対し審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浦添市を被告（代表者は市長になります。）として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

①審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。

②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第4号（第4条関係）

年 月 日

様

浦添市長

印

固定資産税課税免除申請・不均一課税取消通知書
(第 年度)

浦添市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例第6条の規定により、 年 月 日付けで通知した 年度分の固定資産税の課税免除・不均一課税について、下記の理由により取り消したので通知します。

記

取消理由

〈教示〉

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対し審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浦添市を被告（代表者は市長になります。）として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - ①審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
 - ②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - ③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。